

多可町生涯学習まちづくりプラザ詳細設計業務委託業者選定委員会設置要綱

令和4年6月1日

告示第70号

(設置)

第1条 多可町生涯学習まちづくりプラザ詳細設計業務を行う委託業者(以下「委託業者」という。)の選定を厳正かつ公平に行うため、多可町生涯学習まちづくりプラザ詳細設計業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、委託業者を選定及び特定し、その結果を町長に報告する。

2 委員会は、前項の規定による選定及び特定にあたっては、次に掲げる事項を調査、検討しなければならない。

(1) 多可町生涯学習まちづくりプラザ詳細設計業務委託業者選定プロポーザルの審査において、選定基準に照らし委託業者の選定及び特定を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、委託業者の選定及び特定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 副町長、技監、行財政改革担当理事兼財政課長、防災環境担当理事兼建設課長、教育担当理事兼教育総務課長、生涯学習課長

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

3 委員長は副町長とし、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

4 委員会の庶務は、建設課建設プロジェクト室において処理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に定める報告を行ったときまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。